

果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業Q & A



提供者

(枝の処分に困っている農家)



利用者

(枝を譲り受けた人)

提供者・利用者共通

Q1 提供者と利用者のグループはどうやって決めるの？

A1 提供者の住所（または果樹園）に近い地域に居住する利用者が、極力同じグループになるよう調整します。1グループの人数は、提供者と利用者それぞれ5名程度とし、併せて10名程度となります。（ただし、申込者数によって変動あり）

Q2 どのようなリストが提供されるの？

A2 ■提供者 提供者1名に対して同じグループの利用者5名程度のリストを通知
【リストに記載される内容】
利用者の氏名、住所、電話番号

■利用者 利用者1名に対して同じグループの提供者5名程度のリストを通知
【リストに記載される内容】
提供者の氏名、住所、電話番号、連絡を受けやすい時間帯、果樹の種類、果樹園の所在地、提供する木の状態とおおまかな量、受け渡し希望時期

※ 提供者が同じグループの提供者を、利用者が同じグループの利用者を確認することはできません。

Q3 提供（収集）でお金のやり取りは必要ですか？

A3 この事業では、提供者・利用者双方に金銭（金品）のやりとりは一切ありません。本事業にお申込みいただくにあたって、金銭のやり取りを行わないようお願いしております。

Q4 剪定枝の受け渡しの連絡は誰がするの？

A4 原則、利用者が提供者に連絡してください。
利用者が受け取ったリストの中から、木の状態やおおまかな量、受け渡し希望時期などを確認し、条件に合う提供者に連絡をしてください。

Q5 剪定枝の受け渡しの連絡時には、何を確認すればいいのか？

A5 ①受け渡しできる（あるいは必要としている）木の状態と量を確認
②受け渡しの日時や場所（待ち合わせ場所）を確認してください。

※ 果樹園に到着してから「思っていたものと違った」とならないよう事前に十分に確認をお願いします。



提供者

(枝の処分に困っている農家)

提供者

Q6 誰からも連絡がこないで、こちらから連絡してもいいのか？

A6 伊達市から利用者リストを受け取ってから、2週間経過後も利用者からの連絡がない場合に限り、提供者から連絡するようお願いします。

Q7 剪定枝がまだ余っているので、2人目とマッチングしてもいいのか？

A7 提供者の方は、複数の利用者とマッチングしていただいて結構です。利用者の方からお問い合わせがある限り、剪定枝をお渡ししていただいて結構です。

Q8 伐採木と一緒に木の根まで持って行ってほしい

A8 この事業は、すべての不要な木を利用者が片付けるものではありません。木の根（抜根作業含む）等、利用者が必要としない木材については、提供者ご自身でこれまでどおり処理・処分していただく必要があります。

利用者

(枝を譲り受けた人)



利用者

Q.9 リストに掲載の提供者全員に連絡してもいいのか？

A.9

問い合わせは何人にしていただいて結構ですが、提供者1人とマッチングした場合は、それ以上問い合わせはしないようにお願いします。
ただし、Q.6に記載のとおり、提供者から連絡があった場合に限り、剪定枝の提供を受けられることとします。

Q.10 果樹園ではどのような作業が必要なのか？

A.10

この事業は「農家が利用者のために、薪を持っていけるように用意する」というものではありません。原則的には利用者が自ら、枝の切り分け等の作業をして、軽トラック等に積み込み、必要量を収集するものです。そのため「作業が無く薪を収集できる」ということはありませんので、のこぎり、チェーンソー等必要な道具を持って収集にあたってください。
また、提供できる薪の状態は、個々の提供者によって異なるため、「木がどんな状態で、どの位の作業が必要なのか」事前に良く確認してください。
なお、農家の方の農作業に支障が無いよう、現地（農地）での作業は、木を軽トラック等に載せられる長さ（概ね180cm程度）に切り分けるにとどめ、玉切り、まき割り等の作業は自宅で行ってください。

Q.11 リストから相手が見つからなかったのに、違うリストがほしい

A.11

グループ内の提供者に連絡したが、「もう全部提供してしまった」、「受け渡しの時期が合わない」などの理由で、マッチングできない場合もあります。
その際は、申込状況に応じて2回目のリスト提供が可能な場合もありますので、農政課までお問い合わせください。

※ 提供者からの申し込みは一括で締め切り、全申込者をグループ分けしてリストを提供するため、原則1人1回の情報提供となります。申込締め切り後、新たな申込者（提供者）がない場合、2回目のリスト提供はできません。



伊達市からのお願い

果樹園の確認について

剪定枝の受け渡しを行う際には、受け渡しの場所となる果樹園の所在地を事前に十分に確認してください。受け渡し時に必ずしも提供者が立ち会う必要はありませんが、利用者は指定する果樹園以外から、剪定枝を持っていくことのないようにお願いします。

本事業における事故の取り扱いについて

果樹園において剪定枝を切り揃える等の作業や、自家用車により運搬を行う際には、事故を起こさないよう十分に気をつけてください。本事業にかかる事故により身体の負傷や器物の毀損等の損害が生じた場合にも、伊達市がその補償を行うことはできません。

剪定枝をまきストーブ等に使用する際の留意事項

引き取った剪定枝は、十分に乾燥させてください。十分に乾燥していない薪ではストーブの性能を十分に引き出せません。暖まりにくい上に、燃やすとススが発生しやすくなり、煙突掃除をこまめに行わなければ煙突火災の原因にもなりかねません。

お問い合わせ先

〒960-0692
福島県伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市産業部農政課
TEL：024-573-5635